

各 位

会 社 名 株式会社昭和真空

代表者名 代表取締役執行役員社長 小俣邦正

(コード:6384)

問合せ先 取締役執行役員管理本部長 田中彰一

締役の任期は、2023 年開催の定時株主総会終結の時 までとする。本附則は、期日経過後これを削除す

電話番号 042-764-0392

(訂正) 適時開示書類「定款の一部変更に関するお知らせ」 の一部訂正について

2022 年 5 月 19 日に開示いたしました適時開示書類「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、定款の変更内容に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には、下線を付して表示しております。

記

1. 訂正箇所

「2. 変更の内容、変更案、附則」

2. 訂正内容

訂正前	訂正後
(附則)	(附則)
1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法	1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法
律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに	律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに
規定する改正 規定の施行の日である 2022年9月1	規定する改正 規定の施行の日である 2022年9月1
日(以下「施行日」という。) から効力を生ずるもの	日(以下「施行日」という。) から効力を生ずるもの
とする。	とする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の	2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内
日を株主総会の日とする株主総会については、定款第	の日を株主総会の日とする株主総会については、定
15条(株主総会参考書類等のインターネット開示と	款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開
みなし提供)はなお効力を有する。	示とみなし提供)はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前	3. 本附則第1項、第2項および本項の規定は、施行
項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか	日から6か月を経過した日または前項の株主総会の
遅い日後にこれを削除する。	日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこ
	れを削除する。
	4. 定款第22条第1項の規定にかかわらず、2021年
	6月25日開催の定時株主総会において選任された取

る。